

### 3 民主社会の倫理

#### ① [1] 説

…自然法思想に立ち、社会や国家はそのメンバーが互いの自然権を認め合うための契約によって成立すると主張する政治学説

cf. [2] 法…生存権や基本的人権など、人間が生まれながらにして有していると考えられる権利（自然権）を保障する法思想。法律の上位にあるとされ、非宗教的で合理的な根本原理と考えられたもの

[3] (16・17C、オランダの法学者)

—自然法思想を国際関係に適用して国際法を説いた、「近代自然法の父」で「国際法の父」。

(1) [4] (16・17C、英) (『[5]』)

1 自然状態…自己中心的な自由

→「[6]の[6]に対する闘い(闘争)」 ∴性悪説的

2 自然権の全てを権力者に譲渡→国家主権

自己保存 etc.

∴絶対主義を擁護

(2) [7] (17C、英) (『[8]論(市民政府二論)』)

1 自然状態…秩序・平和 ∴性善説的

2 自然権の一部を権力者に信託

特に所有権

…国民は政府に服するが、政府が自然権を守らない場合

→ [新しい政府を作ることができる = [9]権 ([9]権)  
それでも国民は自然権を失わない = 基本的人権

∴国民主権(主権在民)

(3) [10] (18C、スイス出身→仏で活躍) (『[11]論』)

1 自然状態…自由・平等 cf. 「[12]に帰れ」

←→ 文明状態…私有財産制により不平等拡大

2 [13]意志(意思)(特殊意志でもなく、特殊意志の総和の全体意志でもない)を

私的な利益をめざす意志

体現する権力者に自然権の全てを譲渡

…人民が公共の利益をめざすもの

「国民」よりも平等を強調する言葉 cf. 中華「人民」共和国

→代議制と多数決 < 直接民主政と全会一致

3 道徳論…2は人民が自らに課したもの([14])

∴これこそが真の自由→カントに影響

4 自然主義教育…教育書の『[15]』

(4) フランス啓蒙思想家(ルソー以外)

1 [16] (『哲学書簡(イギリス便り)』)

…封建的な因習や教会の権威を批判

2 [17] (『法の精神』)

…三権分立を確立(土台はロックによる)